

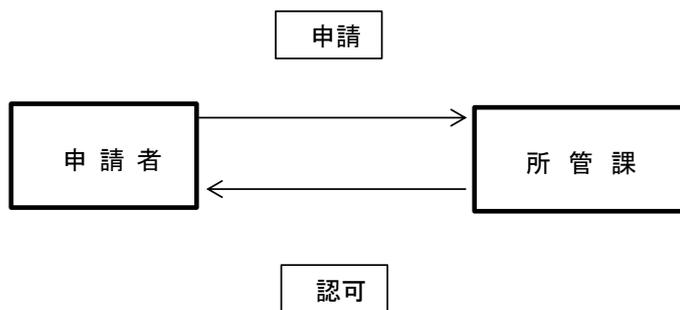
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 15

処 分 名	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止等の認可	
処 分 の 概 要	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止等の認可を行う。	
根 拠 法 令 名	老人福祉法(昭和38年法律第133号)	
条 項	第16条第3項	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	<p>老人福祉法第15条第6項及び、老人福祉法施行規則第5条を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 老人福祉法</p> <p>第15条第6項 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。</p> <p>第16条第3項 社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>第4項 第十五条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請をした場合について準用する。</p> <p>老人福祉法施行規則</p> <p>第5条 法第十六条第三項の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することによつて行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由 二 廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあつては、現に入所している者に対する措置 三 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間 四 入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員 五 入所定員を増加しようとする場合にあつては、その年月日及び増加後の入所定員 	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。